

お子さんの仮入学（体験入学）を希望する保護者の皆様へ

仙台市教育委員会学事課

夏休みや冬休み等に、外国から一時帰国する児童生徒や、一時的に来日した外国籍の児童生徒が日本の学校生活の体験を希望する場合は、現在在籍している児童生徒の教育に支障が生じない限り、仮入学（体験入学）として受け入れを行っております。

仮入学を希望する場合は、事前に滞在先の住所の学区の小学校又は中学校にお子さんの受け入れが可能かどうかご相談ください。学校が了承した場合は、帰国後に、仙台市教育委員会学事課で、以下の手続きが必要となります。

なお、滞在先の住所の学区の学校は、教育委員会のホームページ

(<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>)

から検索できます。

1 手続きに必要な書類

- ・ 仮入学するお子さん及び保護者のパスポート（帰国日の押印のあるもの）
- ・ 滞在先を証明する書類

※ 滞在先が保護者の実家の場合は、滞在先の世帯主等が必要事項を記入した「居住証明書」をご提出いただきます。様式は教育委員会のホームページ

(<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/etsuduki/shihen.html>) からダウンロードできます。

2 手続きの流れ

- (1) 仮入学を希望する保護者は、帰国後、学事課で「仮入学申請書」を記入し、手続きに必要な書類を添付の上、提出します。
- (2) 学事課は、学校に受け入れの可否を確認後、保護者宛の「仮入学許可通知書」と受け入れ学校宛の「仮入学の許可について（通知）」を保護者に発行します。
- (3) 保護者は、受け入れ学校宛の「仮入学の許可について（通知）」を学校に持参し、仮入学の手続きを行います。

3 その他

- ・ 仮入学の相談の際には、お子さんの健康状況（食物アレルギーの有無や服薬治療中の有無等）及び日本語の習得状況を学校にお伝えください。
- ・ 就学する学年は、年齢相当の学年となります。仮入学期間は2ヶ月間が限度です。
- ・ 教科書代、給食費、物品代等は、全額保護者負担となります。
- ・ 学校生活及び通学の安全については、保護者が責任を負うこととなります。

【問い合わせ先】

担当：仙台市教育委員会 学事課（電話：022-214-8860）

住所：仙台市青葉区上杉1丁目5-12 上杉分庁舎11階